

令和6年7月24日
甘木・朝倉消防本部

分限処分（起訴休職）の公表について

令和6年7月24日付で職員の休職処分を行ったので、次のとおり公表します。

1 職員の公務外における交通死亡事故に関する件

- (1) 被処分者 甘木・朝倉消防署 西部分署消防第2係主任主査 消防士長 50歳代男性
- (2) 処分の内容 休職処分
- (3) 処分の理由 地方公務員法第28条第2項第2号

2 事案の概要

被処分者は、令和6年2月8日の公務外に、朝倉市路上において相手側が死亡する交通事故を発生させ、令和6年5月17日に起訴されました。

係属中の刑事事件で裁判所へ出廷する等により、職務の遂行に支障が生じるため、地方公務員法第28条第2項第2号を適用するものです。

3 消防長の謝罪

被害に遭われ亡くなられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げます。住民の生命身体を守る立場の消防職員が交通事故により、住民の方を死亡させたことは重大なことと受け止め、今後の裁判の状況を見守りながら厳正に対処してまいります。